

組長の「あさってのこころだ！」

その1: 教育基本法

改正教育基本法が成立してしまいました。演劇集団 the News Paper 曰く：「ゆとい教育」から国
の「いようとおり教育」へ変っちゃうのでしょうか。それにしても、右翼団体「一水会」を創設し、4
0年にわたって右翼運動・愛國運動を展開してきた鈴木邦男さんが、

「愛国心は心の中に持つていればいい。口に出したら嘘になるし、他者を攻撃する武器になる。」
(論座 2006年3月号) 「愛国心を教えることがどれだけ危険かということをよく考えるべきだ
と思います。」(季刊教育法 No. 150) と言っているにもかかわらず・・・・

創価学会名誉会長の池田大作さんが、

「断っておきますが、私は『教育基本法』の見直しについては、拙速は慎むべきだと思っており
ます。前文や1条に謳われた理念は、それ自体文句のつけようのないものですし、また、条文に
郷土や伝統、文化等の文言を盛っても、それだけでさしたる実効が期待できるとは思えません。
まして、『教育勅語』の徳目の復権など、それらが戦前の天皇制、家父長制のもとでどのような
役割を演じてきたかを考えるなら、時代錯誤以外のなにものでもないでしょう。」(「教育のための
社会めざして」創価学会HP、「教育基本法：見直すより大いに生かせ」朝日新聞 2001年5月23日も参照)
と言っているにもかかわらず・・・・

国会や公聴会で意見陳述した有識者たちが、

「私たちが述べた審議すべき重要な課題について、衆議院の特別委員会ではほとんど審議されませんでした。中央公聴会の場合は、私たちが述べたことは、一度も審議する時間もないままに与党のみによ
つて法案採決が行われました。」(【アピール】公述人・参考人として教育基本法案の徹底審議を求めま
す) と訴えたにもかかわらず・・・・

そして熊本大学の理念が、

「本学は、**教育基本法及び学校教育法の精神に則り**、知の創造、継承、発展に務め、知的、道徳的
及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的と
する。」(「熊本大学の立つところ目指すところ！」) と謳っているにもかかわらず・・・・

変っちゃいました。どうする？！



その2: 2006年人事院勧告

8月に出た人事院勧告のこと、何か書こうと思っているうちに、「赤煉瓦」や「やまくら～ズ」に先を越されてしまったので、絵だけ描きました。人事院勧告は独法化後も、重要な参考基準だとは思うのだけれど、どうしても納得できないことまで鵜呑みにする必要はないし、縛られる義務もないと思うのですが。そういえば、むかし、岡林信康の歌に「それで自由になったのかい」ってあったですね。もっとも、組合もかなり皮肉った歌詞だった気もするけど・・・・